

資料4－1 被災者に対する経済・生活面の支援制度(市町村窓口分)

1 災害弔慰金

支給の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡された遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給する。 2 災害弔慰金の支給額は以下のとおりとする。 ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 ※ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
活用できる方	1 災害により死亡した者（幕別町に住民登録のある者、外国人登録がある者）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母とする。
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）

2 災害障害見舞金

支給の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき支給する。 2 災害障害見舞金の支給額は次のとおりとする。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円
活用できる方	1 災害により以下のような重度の障害を受けた場合 ア 両目が失明した場合 イ 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 オ 両上肢をひじ関節以上で失った人 カ 両上肢の用を全廃した人 キ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ク 両下肢の用を全廃した人 ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）

3 災害援護資金

支給の種類	融資												
支援の内容	1 災害による負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき貸付けする。 2 貸付限度額等は次のとおりです。 ・世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 ：150万円 - イ 家財の3分の1以上の損害 ：250万円 - ウ 住居の半壊 ：270万円（350万円） - エ 住居の全壊 ：350万円 ・世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合 - ア 家財の3分の1以上の損害 ：150万円 - イ 住居の半壊 ：170万円（250万円） - ウ 住居の全壊（エの場合を除く） ：250万円（350万円） - エ 住居全体の滅失又は流失 ：350万円 3 貸付利率：年3%以内（据置期間中は無利子） 4 据置期間：3年以内（特別の場合5年） 5 償還機関：10年以内（据置期間を含む）												
活用できる方	1 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象とする。 - ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上 - イ 家財の1/3以上の損害 - ウ 住居の半壊又は全壊・流失 2 所得制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr> <td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。</td></tr> </tbody> </table>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額												
1人	220万円												
2人	430万円												
3人	620万円												
4人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。												
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）												

4 災害見舞金

支給の種類	交付金
支援の内容	1 町民が災害により、専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し、幕別町災害見舞金交付要綱に基づき、災害見舞金を交付する。 2 この災害見舞金は、次の区分により交付する。 ア 全焼・全壊・流失・埋没 : 100,000円 イ 半焼・半壊・半流失・半埋没 : 50,000円 ウ 床上浸水 : 30,000円 ※ 被災住宅の基準は、いわゆる住家をいい、被害部分が物置、作業所、畜舎等は含まないものとする。また、貸家は居住している者の住宅とみなす。
活用できる方	専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅で災害により被害を受けた世帯（同一住宅であっても生活実態を異にする場合は、それぞれの世帯とする。また、寮や寄宿舍等は全体をもって一世帯とする）。
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）

5 福祉資金 災害経費（生活福祉資金制度）

支給の種類	融資								
支援の内容	1 災害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸付。 2 住宅の補修、家財の購入に活用できる。 3 貸付限度額などは次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7年以内</td></tr> </table>	貸付限度額	150万円	貸付利率	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%（据置期間中は無利子）	据置期間	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内	償還期間	7年以内
貸付限度額	150万円								
貸付利率	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%（据置期間中は無利子）								
据置期間	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内								
償還期間	7年以内								
活用できる方	1 低所得世帯、生活保護世帯、高齢者世帯が対象です。 2 災害弔慰金の支給等に関する災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。								
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）								

6 福祉資金 緊急小口資金(生活福祉資金制度)

支給の種類	融資								
支援の内容	1 生活福祉資金は、金融機関等から借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることを目的に必要な経費を貸付。 2 生活福祉資金には、災害援護資金や住宅資金のほか、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付があり、貸付限度額等は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>2ヶ月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>12ヶ月以内</td></tr> </table> 3 このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。	貸付限度額	10万円	貸付利率	無利子	据置期間	2ヶ月以内	償還期間	12ヶ月以内
貸付限度額	10万円								
貸付利率	無利子								
据置期間	2ヶ月以内								
償還期間	12ヶ月以内								
活用できる方	1 低所得世帯、障害者世帯 2 日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯								
問い合わせ先	幕別町社会福祉協議会（保健福祉センター内 55-3800） 幕別町社会福祉協議会（ふれあいセンター福寿内 8-2070）								

7 母子父子寡婦福祉資金

支給の種類	融資
支援の内容	1 母子父子寡婦福祉資金とは、ひとり家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付するもの。 2 災害により被災した母子父子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の措置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を行う。 3 事業開始資金、事業継続資金については、2年以内の範囲で据置措置を延長できます。
活用できる方	1 母子家庭の母 2 父子家庭の父 3 母子父子福祉団体 4 寡婦
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）

8 教科書の無償給与

支給の種類	現物支給
支援の内容	1 災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
活用できる方	1 住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒。
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課 (54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課 (8-2201)

9 小・中学生の就学援助措置

支給の種類	給付
支援の内容	1 災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助。
活用できる方	1 要保護世帯、準要保護世帯
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課 (54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課 (8-2201)

10 高等学校授業料減免措置

支給の種類	減免・猶予
支援の内容	1 災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	1 地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課 (54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課 (8-2201)

11 児童扶養手当等の特別措置

支給の種類	給付
支援の内容	1 被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児童福祉手当について、所得制限の特別措置をおこなう。
活用できる方	1 低所得世帯、障害者・児童のいる世帯
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)

12 地方税の特別措置

支給の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1 地方税の減免 2 徴収の猶予 3 期限の延長
活用できる方	1 災害によりその財産等に被害を受けた者で、一定の要件を満たす者。詳細については、町の税務課に相談・問い合わせすること。
問い合わせ先	住民生活部税務課（54-6603又は54-6604）

13 葬祭費の援助

支給の種類	現物支給
支援の内容	1 遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって埋葬をおこなう。
活用できる方	1 遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の者。また、死亡した者の遺族がいない場合。
問い合わせ先	保健福祉部福祉課（54-6612） 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）

14 国民健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

支給の種類	減免、猶予		
支援の内容	1 国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられる。		
	国民健康保険料の納期期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、納期限の延長や医療費の一部負担の減免等の措置が講じられる。	
	健康保険料等の納期限の延長	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される。	
	介護保険料の納期限の延長及び減免	介護保険料の納期の延長や利用者負担額の減免措置が講じられる。	
活用できる方	担当窓口で確認必要。		
問い合わせ先	住民生活部住民課（54-6602） 保健福祉部保健課（54-3811）他		

15 公共料金・使用料等の特別措置

支給の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除が実施されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減、免除が実施されることがある。
活用できる方	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定める。
問い合わせ先	市町村、関係事業者

16 生活保護

支給の種類	給付
支援の内容	1 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。 2 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。 3 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されていて、医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付を原則とする。 4 扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。 ※扶助の基準は、世帯の構成などにより様々なため、個々に問い合わせが必要。
活用できる方	資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方。
問い合わせ先	保健福祉部福祉課 (54-6612) 忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)

資料4-2 応急金融の概要

(令和5年度)

1 生活福祉資金

資金の種類		内 容	貸付限度	据置期間	償還期間	利 子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額 150,000 円以内 (複数世帯) 月額 200,000 円以内	最終貸付日から 6 ヶ月以内	10 年以内	無利子 (連帯保証人を立てない場合: 年 1.5%)
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	6 ヶ月以内 (生活支援費と併せて貸付けの場合は、生活支援費の最終貸付日から 6 ヶ月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000 円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000 円以内 (ただし、使途目的に応じ別表を参照)	6 ヶ月以内	20 年以内 (ただし、使途目的に応じ別表を参照)	無利子 (連帯保証人を立てない場合: 年 1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000 円以内	2 ヶ月以内	12 ヶ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000 円以内	卒業後 6 ヶ月以内	20 年以内 (貸付額により期間の目安あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額 35,000 円以内			
			(高等専門学校) 月額 60,000 円以内			
			(短期大学) 月額 60,000 円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地評価額の 7 割) 月額 300,000 円以内	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間終了時	年 3%または長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地と建物の評価額の 7 割) 月額生活扶助額の 1.5 倍以内	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間終了時	

※ 総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据置期間を貸付けの日から 2 年以内とすることができる。

(福祉資金福祉費別表)

使 途 目 的	呼 称	貸付限度額目安	償還期間
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000 円	20 年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 6ヵ月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円	8 年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000 円	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000 円	8 年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000 円	8 年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000 円	10 年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000 円	7 年以内
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000 円	3 年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000 円	3 年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000 円	3 年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000 円	3 年以内

2 母子父子寡婦福祉資金

種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	事業(例えば 洋裁、軽飲 食、文具販 売、菓子小売 業等、母子・父 子福祉団体にお いては政令 で定める事業) を開始する のに必要な 設備費、什 器、機械等 の購入資金	3,260,000 円 団体 4,890,000 円		1 年	7 年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年 1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	現在営んで いる事業(母 子・父子福祉 団体について は政令で定め る事業)を継 続するため に必要な商 品、材料等を 購入する運 転資金	1,630,000 円 団体 1,630,000 円		6 ヶ月	7 年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年 1.0%

修学資金	母子家庭の母が扶養する児童	高校、専修学校(高等課程)	高等学校、専修学校(高等過程) 公立(自宅) 27,000 円 (自宅外) 34,500 円 私立(自宅) 45,000 円 (自宅外) 52,500 円 高等専門学校(1,2,3 年) 公立(自宅) 31,500 円 (自宅外) 33,750 円 私立(自宅) 48,000 円 (自宅外) 52,500 円	就学期間中	当該学校卒業後 6 ヶ月	20 年以内(専修学校(一般課程)は 5 年以内))	無利子 ※親に貸し付ける場合、児童を連帯借主とする(連帯保証人は不要)。 児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。
	父子家庭の父が扶養する児童	高等専門学校	高等専門学校(4,5 年) 公立(自宅) 67,500 円 (自宅外) 76,500 円 私立(自宅) 98,500 円 (自宅外) 115,000 円				
	父母のない児童	短大、専修学校(専門課程)	専修学校(専門課程) 公立(自宅) 67,500 円 (自宅外) 78,000 円 私立(自宅) 89,000 円 (自宅外) 126,500 円				
	寡婦が扶養する子	大学院	短期大学 公立(自宅) 67,500 円 (自宅外) 96,500 円 私立(自宅) 93,500 円 (自宅外) 131,000 円				
		専修学校(一般過程)	大学 公立(自宅) 71,000 円 (自宅外) 108,500 円 私立(自宅) 108,500 円 (自宅外) 146,000 円				
		大学院 修士課程 132,000 円 博士課程 183,000 円 専修学校(一般課程) 52,500 円					
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例: 訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 円 (特別) 一括 816,000 円 (12 月分相当) 運転免許 460,000 円	知識、技能を修得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識、技能習得後 1 年	20 年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年 1.0%

修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 円 運転免許 460,000 円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識、技能修得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	(一般) 105,000 円 (特別) 340,000 円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合 就学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 円 (特別) 480,000 円 【介護】 500,000 円		医療介護を受ける期間満了から6ヶ月	5年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活資金	月額 141,000 円	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6ヶ月	20年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活資金	月額 108,000 円	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療若しくは介護終了後6ヶ月	5年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者の生活を安定・維持する間に必要な生活資金	月額 108,000 円 一括 1,296,000 円	259.2万円を限度		8年以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活資金	月額 108,000 円	離職した日の翌日から1年以内	貸付期間満了後6ヶ月	5年以内	

住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 円 特別 2,000,000 円		6 ヶ月	6 年以内 特別は7 年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年 1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転居するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円		6 ヶ月	3 年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年 1.0%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、就業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 高等学校等 公立(自宅) 150,000 円 (自宅外) 160,000 円 私立(自宅) 410,000 円 (自宅外) 420,000 円 大学・短大等 公立(自宅) 410,000 円 (自宅外) 420,000 円 私立(自宅) 580,000 円 (自宅外) 590,000 円 大学院 公立 380,000 円 私立 590,000 円 修業施設 ※中学校卒業生 (自宅) 150,000 円 (自宅外) 160,000 円 ※高等学校卒業生 (自宅) 272,000 円 (自宅外) 282,000 円		6 ヶ月	20 年以内 専修学校(一般課程)、就業施設 修業 5 年以内	※修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	310,000 円		6 ヶ月	5 年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年 1.0%

3 災害援護資金貸付金

- (1) 実施主体 町（幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例）
- (2) 対象災害 自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
- (3) 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
① 世帯主の1ヵ月以上の負傷・・・1,500,000円	年3%以内 (据置期間は 無利子)	3年 (特別の事情 がある場合 は5年)	10年 (据置期間を 含む)	月賦 半年賦 年賦
② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害・・・1,500,000円 イ 住宅の半壊・・・・・・・・・・1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く)・・・2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失・・・3,500,000円				
③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合・・・2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合・・・2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合・・・3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合・・・・・・・・・・2,500,000円 イ ②のウの場合・・・・・・・・・・3,500,000円 ウ ③のイの場合・・・・・・・・・・3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉貸付金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の据置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

4 災害復興住宅融資

(1) 融資対象者

次のアからエの全てにあてはまる方

ア 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は住居者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方

イ ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方

ウ 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方

年 収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

エ 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

(2) 融資条件

区 分		建 設		新築住宅購入	リユース(中古)住宅購入	補 修
融 資 対 象	住 宅 の 規 格 等	居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること				
	住 宅 部 分 床 面 積	制限なし	制限なし	制限なし		
	築年数		申込日において竣工から 2 年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅		
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		
融 資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,680 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 450 万円	購入資金 2,650 万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円が限度)	購入資金 2,650 万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680 万円が限度)	補修資金 740 万円 整地資金 450 万円 引方移転資金 450 万円	
	特例加算額	建設資金 520 万円	購入資金 520 万円	購入資金 520 万円		
返 済 期 間	耐火準耐火木造(耐久性)木造(一般)	35 年以内	35 年以内	35 年以内	20 年以内	
	据置期間	3 年以内				1 年以内(返済期間に含む)
融資金利		建設・購入の場合	基本融資額 年 0.45% 特例加算額 年 1.35%			
		補修の場合	年 0.45%			
		(令和 2 年 9 月 1 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間		り災日から 2 年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者用専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人住宅金融支援機構法	

5 農林漁業セーフティネット資金

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
資 金 使 途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 (災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。)
貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗収益が200万円(法人1,000万円)以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
貸付限度額	600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)
償 還 期 間	15年以内(うち据置き3年以内)
貸 付 利 率	年0.85～1.35% (R6.12.18現在)

取扱機関	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

6 天災融資法による融資

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
償 還 期 限	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
貸 付 利 率	法発動の都度設定

7 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を(株)日本政策金融公庫が融資する。
貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は補植費用
貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額 イ 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
償還期限	①15 年(うち据置 3 年)以内 ②25 年(うち据置 10 年)以内
貸付利率	年 0.85～1.40% (R6.12.18 現在)

8 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
貸付限度額	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円 その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額
貸付期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
貸付利率	年 0.85～1.40% (R6.12.18 現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
金融機関	天災融資法	
(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	(株)日本政策金融公庫法	

9 林業基盤整備資金（造林資金）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
償 還 期 間	30 年以内(20 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	0.85～1.40%(R6.12.18 現在) ※貸付区分等により異なる

10 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
償 還 期 間	15 年以内(5 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	0.85～1.40%(R6.12.18 現在)

11 林業基盤整備資金（林道資金）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
償 還 期 間	20 年以内(3 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	0.85～1.40%(R6.12.18 現在)

12 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)(災害復旧)

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円(特認 600 万円)のいずれか低い額
償 還 期 間	15 年以内(3 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	0.85～1.40%(R6.12.18 現在)

13 農林漁業施設資金(共同利用施設資金)(災害復旧)

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当
償 還 期 間	20 年以内(3 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	0.85～1.40%(R6.12.18 現在)

取扱機関	関係法令等	備 考
(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

14 備荒資金直接融資資金

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、但し、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで
償 還 期 間	6 ヶ月
融 資 利 率	年利率 3%

取扱機関	関係法令等	備 考
北洋銀行、北海道銀行、三菱東京 UFJ 銀行、全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の 2 倍(その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」

内容・資格・条件等		
目 的	災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
融 資 対 象	① 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ② 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資 金 使 途	設備資金	運転資金
融 資 金 額	8,000 万円	5,000 万円
融 資 期 間	10 年以内(据置2年以内)	
融 資 利 率	(固定金利) 5 年以内 年 1.0% 10 年以内 年 1.2%	(変動金利) 年 1.0% (融資期間が3 年超の場合選択可)
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信 用 保 証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

16 勤労者福祉資金

区 分	中小企業 で働く方	非正規労働 者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象者	・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が 150 万円以上の方		・2 年間で通算 12 ヶ月以上勤務している季節労働者の方 ・前年の総所得が 600 万円以下の方 ・前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録をしている方
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費
融 資 金 額	120 万円以内			100 万円以内
融 資 期 間	8 年以内(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8 年以内	5 年以内 (6 ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融 資 利 率	年 1.60%		年 0.60%	
償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる		北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

17 「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

内容 ・ 資格 ・ 条件等																						
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																					
法適用の要件	(1)対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害 ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置） (2)支給対象世帯 上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)																					
支 給 条 件	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 (支給対象世帯①に該当)</td><td>解体 (支給対象世帯②に該当)</td><td>長期避難 (支給該当世帯③に該当)</td><td>大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給該当世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給該当世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			

申請窓口	関係法令等	備 考
市町村	被災者生活再建支援法	(1)申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2)申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

資料4－3 幕別町災害見舞金交付要綱

○幕別町災害見舞金交付要綱

(昭和63年11月 1 日 要綱基準等第 8 号)

改正

平成14年10月 1 日 要綱基準等第21号

平成18年 1 月16日 要綱基準等第57号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民が火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等により被災したとき、その被害者に生活の意欲と安定を図るため、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「見舞金」とは、町民が火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震又はその他の災害により、専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し交付する。

(交付対象)

第 3 条 この見舞金は、前条に掲げる災害により被害を受けた世帯に対し交付する。

(交付額)

第 4 条 この見舞金は、次の区分により交付する。

被害の程度	見舞金の額
全焼、全壊、流失、埋没	100,000円
半焼、半壊、半流失、半埋没	50,000円
床上浸水	30,000円

2 被害住宅の基準、並びに対象世帯の基準は次の定めるところによる。

(1) 被害住宅の基準

ア 被害住宅は居住の用に供する建物であり、現に居住し、生計を営んでいたものであって、いわゆる住家をいい、被害部分が物置、作業所、畜舎等については含まないものとする。

イ 貸家は居住している者の住宅とみなす。

(2) 対象世帯の基準

世帯とは、同一住宅において現に生計を一つにしている実際の生計単位であり、従って同一住宅であっても生活実態を異にする場合はそれぞれの世帯とし、寮、寄宿舍等は全体をもって一世帯とする。

(被害状況調査及び報告)

第 5 条 災害が発生し、その事実が確認された場合は、被害状況等を調査のうえ、町長に別記被害状況報告書を提出するものとする。

(災害の認定及び交付の決定)

第 6 条 被害状況報告書に基づき、被害の程度に応じ、すみやかに認定し見舞金の額を決定するものとする。

2 被害の程度の認定にあたり必要に応じ、消防署長のほか、関係機関の意見を聞き認定するものとする。

3 見舞金は資金前渡の方法によるものとし、すみやかに交付するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

附 則（平成14年10月1日要綱基準等第21号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月16日要綱基準等第57号）

この要綱は、平成18年2月6日から施行する。

様式

別記 被害状況報告書

別記

被 害 状 況 報 告 書

このたびの災害について調査の結果、次のとおり報告いたします。

記

災害発生 年 月 日	被 災 世 帯 主 氏 名	世帯の 種 類	住 所	被 害 の 種 別	被 害 の 程 度

年 月 日

職 名

氏 名

㊟

幕別町長

様

資料4－4 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例

○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年 9 月28日 条例第26号)

改正

昭和50年 6 月25日 条例第20号
昭和51年12月20日 条例第55号
昭和53年 6 月21日 条例第26号
昭和56年 9 月28日 条例第35号
昭和58年 3 月18日 条例第 8 号
昭和62年 3 月14日 条例第 7 号
平成 3 年12月19日 条例第23号
平成17年 9 月26日 条例第89号
令和元年 6 月20日 条例第10号
令和元年12月12日 条例第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害児見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民であ

る世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は、前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、270万円とあるのは350万円と、170万円とあるのは250万円と、250万円とあるのは350万円と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項（ ）書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(支給審査委員会)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、4人以内とし、令に規定する災害（以下「指定災害」という。）ごとに町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から指定災害に係る審査の完了の日までとする。
- 4 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年忠類村条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和50年6月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月20日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年6月21日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年9月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和58年3月18日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月14日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月19日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成17年9月26日条例第89号）

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（令和元年6月20日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付

けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月12日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

資料4－5 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年 9 月 28 日 規則第14号)

改正

昭和62年 3 月 2 日 規則第 1 号

平成18年 1 月16日 規則第69号

令和元年 7 月 8 日 規則第 6 号

令和 2 年 1 月14日 規則第 1 号

令和 4 年 7 月 6 日 規則第15号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は、疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、幕別町の区域外で、障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を出し、提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙第1号様式）を出し、提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け
（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙第2号様式）を、町長に提出しなければならない。

- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- （4）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3）その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙第3号様式）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（条例第14条の規則で定める率）

第8条の2 条例第14条の規則で定める率は、0パーセントとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書（別紙第5号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という）の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙第6号様式）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙第7号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙第8号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙第9号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙第10号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙第12号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙第13号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認書（別紙第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙第15号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を町長に氏名等変更届（別紙第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、相続人が代ってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年9月28日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年忠類村規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和62年3月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成18年1月16日規則第69号）

この規則は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（令和元年7月8日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月14日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月6日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第85条までに規定する規則（以下「各規則」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各規則に規定する様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定により作成された様式の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

別記様式

第1号様式（規則第5条第2項関係）	診断書
第2号様式（規則第6条関係）	災害援護資金借入申込書
第3号様式（規則第8条第1項関係）	災害援護資金貸付決定通知書
第4号様式（規則第8条第2項関係）	災害援護資金貸付不承認決定通知書
第5号様式（規則第9条関係）	災害援護資金借用書
第6号様式（規則第12条関係）	繰上償還申出書
第7号様式（規則第13条第1項関係）	償還金支払猶予申請書
第8号様式（規則第13条第2項関係）	支払猶予承認通知書
第9号様式（規則第13条第3項関係）	支払猶予不承認通知書
第10号様式（規則第14条第1項関係）	違約金支払免除申請書

第11号様式（規則第14条第2項関係）	違約金支払免除承認通知書
第12号様式（規則第14条第3項関係）	違約金支払免除不承認通知書
第13号様式（規則第15条第1項関係）	災害援護資金償還免除申請書
第14号様式（規則第15条第3項関係）	災害援護資金償還免除承認通知書
第15号様式（規則第15条第4項関係）	災害援護資金償還免除不承認通知書
第16号様式（規則第17条関係）	氏名等変更届